

水産政策審議会資源管理分科会
第112回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第112回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年9月17日（金）10:07～12:01

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【協議事項】

- (1) 分科会長の選任について
- (2) 分科会長代理の指名について
- (3) 部会に属すべき委員の指名及びくろまぐろ部会における議論の進め方について

【諮問事項】

諮問第365号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正
（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について

諮問第366号 特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する都道府県
別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第112回資源管理分科会を開催します。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本です。よろしくお願いします。

本日は、新型コロナウイルス拡大を踏まえ、ウェブ形式での出席を推奨させていただいたところですが、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外の方はミュートの状態にさせていただくようお願いします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局にお知らせください。

本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中8名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしています。

また、特別委員の方は、ウェブ会議を含めまして16人中14名の方に御出席を頂いています。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、資料の一覧というところがございます。資料2-1から資料2-4までが、くろまぐろ部会の設置についての資料、資料3-1から3-4までにつきましては、くろまぐろの基本方針に関する変更の資料、資料4-1から4-2につきましては、まあじ及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の変更についての資料、資料5-1から5-3につきましては、太平洋クロマグロの資源管理についての資料、資料6につきましては、国の留保からの配分についての資料ということで、資料を用意してございます。資料等に不備がございましたら事務局の方までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここまでとさせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての分科会となりますので、分科会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私の方で進行を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は、委員改選後、初めての分科会となりますので、私の方から資料1の委員名簿に沿って、委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。

川辺みどり委員でございます。

木村伸吾委員でございます。

齋藤徹夫委員でございます。

坂本雅信委員でございます。

佐藤由也委員でございます。

田中栄次委員でございます。

谷綾一委員でございます。

堀内精二委員でございます。

本間新吉委員でございます。

三浦秀樹委員でございます。

なお、本間委員、川辺委員におかれましては、本日欠席となっております。

続きまして、特別委員の方を御紹介させていただきます。

井田博特別委員です。

井本慶子特別委員でございます。

岩田慎介特別委員でございます。

大森仁史特別委員でございます。

川越伸二特別委員でございます。

川原明子特別委員でございます。

倉幹夫特別委員でございます。

佐々木ひろこ特別委員でございます。

菅原美德特別委員でございます。

高橋健二特別委員でございます。

田沼政男特別委員でございます。

深川英穂特別委員でございます。

山内愛子特別委員でございます。

山口敦子特別委員でございます。

山下久弥特別委員でございます。

山田昌宏特別委員でございます。

なお、倉特別委員、山下特別委員におかれましては、本日欠席されております。

引き続きまして、本日出席しております水産庁の職員を紹介させていただきます。

資源管理部長の藤田でございます。

かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

漁業交渉官の福田でございます。

資源管理推進室長の魚谷でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は協議事項が3件、諮問事項が2件、報告事項が2件ございます。

議事進行への御協力お願いいたします。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに協議事項（1）分科会長の選任についてですが、分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

どなたか御発言がございましたらお願いいたします。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 分科会長として田中委員を推薦したいと思います。

○管理調整課長 ただいま木村委員から、田中委員を推薦する御発言がございましたが、その他の御発言はございますでしょうか。

○坂本委員 坂本です。田中委員でいいと思います。

○管理調整課長 木村委員と坂本委員から田中委員を推薦するとの御発言がございました。その他、御発言はございますでしょうか。

失礼しました。その他御発言ないようですので、田中委員を分科会長に選任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○管理調整課長 それでは、田中委員に御就任いただきまして、これから議事進行をお願いしたいと思います。

田中委員、どうぞ、分科会長のお席にお願いいたします。

○田中分科会長 ただいま皆様方から分科会長を仰せつかりました海洋大の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

分科会長就任に当たりまして、一言だけ御挨拶申し上げます。

水産政策の改革も進むこととなり、改正漁業法の下で様々な魚種のTACが導入されつつありますが、今までやってきたものについてはデータが豊富で、割とやりやすいものだったわけです。これから魚種が拡大するに当たり、いろいろと考えなければならないとい

うことが出てくるかと予想されます。その意味で、本分科会も重要な任務を担うことになるかと思えます。

皆様の御協力をよろしくお願ひしたいというふうにご考慮しておるところでございます。また、忌憚のない御発言をよろしくお願ひしたいと思っております。本会議の方でもお話ししましたけれども、この席に座っていても、私は黙っていないので、皆様も自由闊達な御意見をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の挨拶とさせていただきます。

それでは、座って議事を再開させていただきます。

協議事項の（２）分科会長代理の指名についてですが、水産政策審議会令第５条第５項の規定では、「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされております。

つきましては、私の方から木村伸吾先生に分科会長代理をお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中分科会長 異議なしということで、それでは木村委員に分科会長代理に御就任いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、（３）部会に属すべき委員の指名及びくろまぐる部会における議論の進め方についてです。

現在、資源管理分科会には、くろまぐる部会と資源管理手法検討部会の２つの部会が設置されております。

まず、改選がありましたので、くろまぐる部会及び資源管理手法検討部会の委員の指名について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料２－１と右肩に書いてある資料のセットを御覧いただければと思えます。

先ほど、田中分科会長からお話ありましたように、資源管理分科会、２つの部会が設置されております。今回、委員の改選がございまして、退任された委員の方々がいらっしゃいますので、その補充が必要だというふうに事務局として考えております。

まず、くろまぐる部会でございます。こちら資料２－１の１ページ目、２ページ目に、この設置についての文書、あと運営規則を付けてございます。こちらくろまぐるの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議するという部会でございます。

こちら、1ページ目、2ページ目、それぞれタイトルに「(案)」と付けてございます。こちら、本文中に「漁業法に基づく」というところの「漁業法」というところに、1ページ目、2ページ目、それぞれ下線を引いてございます。こちら、設置当時は、旧資源管理法、TAC法に基づく数量管理でしたので、その法律名が書いてございましたが、今回、漁業法に基づくものになったということで、形式上の修正ですけれども、今回修正をしたということでございます。

続きまして、3ページ目に改選前のくろまぐろ部会の委員の名簿を付けてございます。今回、大森委員、山川委員が退任されたということで、その補充ということをお考えいただければと思います。

続きまして、資料2-2を飛ばしていただいて、資料2-3でございます。

こちら、資源管理手法検討部会ということで、こちらの部会については、新しい漁業法の下でTAC管理を行っていく魚種についての検討を進めるに当たって、ステークホルダー会合、様々な関係者が参加可能な会議としてステークホルダー会合というものを行うわけですけれども、その前段階として課題ですとか論点を整理していただくと。参考人からの意見を聞く等して整理をするということを行う部会でございます。

こちら、7ページ、8ページに設置に関する文書と運営規則を付けてございます。

9ページ目に改選前の部会の委員の名簿がございまして、こちら山川委員が退任されておりますので、その補充が必要だというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、発言よろしくお願いたします。

よろしいですか。

それでは、特にないようですので、続いて、委員の指名について御説明します。

部会の委員は、水産政策審議会令第6条第2項では、部会に所属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名をするとされております。ということで、私の方から指名させていただきたいと思っております。

まず、くろまぐろ部会についてですが、私と川辺委員、谷委員、堀内委員を改めて委員と指名させていただきまして、加えまして、新任の木村委員、三浦委員、齋藤委員を指名することとしたいと考えております。

それから、次に、資源管理手法検討部会は、私と川辺委員を改めて委員として指名し、加えて新任の木村委員を指名することとしたいと考えております。

なお、くろまぐろ部会の設置に係る文書及び運営規則については、根拠法の変更を受けたという修正でございますので、こちらは特に問題ないかと考えております。

以上の件につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、発言をよろしくお願いたします。

よろしいですか、部会の委員。

それでは、指名させていただいた委員の方々には御負担をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、それぞれ指名した委員で両部会を運営していきたいと思いますが、続きまして、同じ議題のうち、くろまぐろ部会における議論の進め方について、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料2-2を御覧いただければと思います。

先ほど、くろまぐろ部会につきましては、漁獲可能量の配分に関する調査審議を行うということを御説明させていただきましたけれども、委員の先生方、御承知かもしれませんが、7月末に開催されましたWCPFCの北小委員会、IATTCの合同作業部会の方で、クロマグロの大型魚漁獲枠15%増といった内容についてコンセンサスが得られたという状況でございます。

この増枠の件については、今後、WCPFC、あるいはIATTCの方で、それぞれの機関で合意されれば正式決定ということで、現時点では予断できない状況ではございますけれども、我々としては、この増枠の可能性が出てきたということで、そういう前提で配分方法をどうするのかというのは考えておく必要があるというふうに考えております。

ということで、そういう形の検討を、今後進めたいということで、この資料2-2の5ページの「議論の進め方」ということでお示しさせていただいております。

こちら審議事項とございますが、令和4管理年度以降の配分のあり方について調査審議する、ということございまして、議論の進め方としては、これまでのくろまぐろ部会で取りまとめられた、第5、ちょっとこれ資料に脱字がありまして、「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」というのがございまして、現状、この考え方に基づいた配分をやっているわけですけれども、現在のWCPFCにおける議論の

状況を念頭に置きつつ、見直すべき事項、追加する要素があるか検討するという一方で、総合討論を行って、令和4管理年度以降の配分についての考え方をまとめる必要があるということがございます。

6ページを見ていただくと、現時点で想定しております検討のスケジュールでございます。非常にタイトな検討のスケジュールになりますけれども、10月上旬にWCPFCの北小委員会が開催されます。それを受けまして、第8回のくろまぐろ部会を開催して、まずは状況の整理、あと検討の基本的な方向性の確認等を行うということで、最終的には部会の議論の取りまとめは11月下旬、あるいは12月上旬までに、ということを考えております。その後、12月上旬のWCPFC年次会合での決定を待って、その後、部会から資源管理分科会への報告、あと令和4管理年度の当初配分の案というのは、このタイミングで諮問をするという、12月上旬から中旬のタイミングで諮問・答申をさせていただくと、そういったスケジュールを想定しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

ございませんか。

ちょっと、じゃ私の方から確認させていただきたいんですが、決定はWCPFCの年次会合までいかないと決まらないわけで、場合によっては蹴られる可能性もあるという理解でよろしいですかね。その場合には、いろいろ議論したことが無駄になってしまうんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○漁業交渉官 資源管理部国際課の方でWCPFCの交渉を担当しております福田と申します。

御指摘のとおり、WCPFCの年次会合で最終決定ということになります。11月29日から12月7日まで開催されますけれども、合同作業部会については、クロマグロに真に関心のある漁業国を中心に、アメリカも含めて議論した、その中で15%の大型魚の増枠ということについてコンセンサスが合ったわけなんですけれども、12月のWCPFCにおきましては26か国地域と、非常に島嶼国も含めて関係国が多くなります。

ですので、今後も引き続き働き掛けを行ってまいりますけれども、予断を許さない状況ということになっております。引き続き協議を進めてまいりたいと思います。

○田中分科会長 ありがとうございます。

という状況だそうですので、水産庁交渉官を含めまして、是非とも枠を獲得していただきたいというのが日本中の漁業者、漁業者だけじゃないな、人の希望じゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、くろまぐる部会については、事務局から示された進め方、スケジュールに沿って議論を進めることとしたいと思ひます。短い期間で重要な課題を整理することとなりますので、部会に属する委員の皆様におかれましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

協議事項については、以上でございます。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第365号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐる（大型魚）別紙の変更等）についてです。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料3-1と右肩にあるもののセットを御覧いただければと思ひます。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3 水推第1593号

令和3年9月17日

水産政策審議会

会 長 田 中 栄 次 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 赤羽 一嘉

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐる（大型魚）別紙の変更等）について（諮問第365号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別

紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この諮問については、主な内容は、タイトルにございますように、くろまぐろ（大型魚）別紙の変更ということで、具体的には、かつお・まぐろ漁業において、くろまぐろ（大型魚）を漁獲割当て、いわゆるIQの管理をするための規定の整備ということでございます。

1枚めくっていただくと、3ページ、告示の案とございまして、5ページから32ページまで新旧対照表を付けております。今回、このくろまぐろ（大型魚）のIQに関する改正に合わせて、かなりの部分、形式的なもの、あるいは規定をしっかりと整理する、あるいは明確化するという改正も併せて行っているところでございます。

説明の方は、33ページの方に主なところをまとめてございますので、33ページ、右肩に資料3-2と書いてある資料でございますが、こちらに基づいて御説明をしたいと思っております。

こちら、くろまぐろ（大型魚）について、かつお・まぐろ漁業に、法に基づくIQの管理を導入するという話、昨年の秋頃から進めてきているところでございまして、前回の分科会においては、関係する漁業者の代表の方を参考人としてお招きしまして、ヒアリング等も行っているところでございます。

まず、1として趣旨及び改正の概要でございますが、こちら、漁業法に基づく漁獲割当て、「公的IQ」と呼んでいますけれども、これの、かつお・まぐろ漁業への導入ということで、まず、現行の管理区分を再設定するというのと、このIQの実施に必要な諸規定を整備するというところでございます。

その下に表として、「管理区分の改正の概要」ということで載せてございます。現行、このくろまぐろ（大型魚）について、かつお・まぐろ漁業については、1月から3月までと4月から12月までの期間を区切った管理区分を設定して、それぞれ漁獲可能量を配分して管理をしているところでございますが、今回、IQによる管理を導入するに当たりまして、このかつお・まぐろ漁業に関する管理区分については、この漁獲割当てによる管理、要はIQ管理を行う管理区分と、引き続きその総量の管理を行う管理区分の2つにして管理を行っていくということでございます。

2に改正の経緯をお示ししてございます。

こちらは、新たに委員になられた先生方もいらっしゃいますので、かいつまんで御説明をいたしたいと思います。

こちらは、漁業法に基づく新しい資源管理の下で、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、令和5年度までに原則としてこのIQを開始するということになっておりまして、こちら資源管理のロードマップ、あるいは資源管理基本指針の本則の方にも規定をしているところでございます。

こういう中で、くろまぐろ（大型魚）については、資源評価に用いられる漁獲データ収集への配慮ということで、かつお・まぐろ漁業に追加配分というものを行ってきている状況でございますけれども、近年、このかつお・まぐろ漁業では、「漁獲の状況から」とありますが、急激に漁獲が積み上がってそれに伴って漁獲が中断する、要は採捕の停止なり自粛なりという形で漁獲が中断をすると、そうすると、その漁獲データが、期間的・海域的に取れない、欠落が生じるということで、この後ろに書いてございますけれども、操業により収集される漁獲データの有用性について、疑義が国内の関係者から呈されていると。要は、追加配分しているけれども、それが有効に使われていないんじゃないかというような議論が、この分科会の方でもございました。

そういった状況を受けまして、公的なIQ、法に基づくIQを導入してはどうかというような御助言、御指導も分科会の方から賜りまして、今年度から、令和3管理年度から、まずは自主的な形でこのIQの取組をやっていこうということで始めているところでございます。

ですが、これは、今年の4月から12月の期間において、この試験的な、自主的な形でやろうということでございます。これで実際始めたわけですがけれども、実施状況としては、急激な漁獲の積み上がり、あと漁獲の中断というのは起こっておりませんで、このデータ収集上はポジティブな結果、途中経過でございますけれども、になっているということでございます。

一方で、こちら自主的な取組と、あくまでも拘束力がないものということで、しっかり取り組んでいらっしゃる方々と、そうじゃない方が混在しているということで、管理上は問題になっているということでございます。

そういう状況も受けまして、自主的な取組を続けるということではなくて、もう令和4管理年度から法に基づくIQに移行しようという形で検討を進めてきているという状況でございます。

続きまして、34ページ、3の公的IQの概要ということで、このIQを実施するに当たって、必要となる諸規定の主なものをお示ししてございます。

こちら、前回、7月の分科会でヒアリングを行った際にも同様の御説明をさせていただいておりますが、ヒアリングの結果等も受けて、一部変更、当時の案から変更しているところもございます。

まず、このIQ管理をする対象となる漁業の種類ですけれども、こちらかつお・まぐろ漁業のうち、総トン数150トン未満の動力船により浮きはえ縄を使用して行うもの、これを対象にするということでございます。

この種類に示しているような漁船がクロマグロを目的とした操業を行っている実態があると。逆にいいますと、一本釣りの漁船、あと総トン数150トン以上のはえ縄船については、実態としてクロマグロを目的とした操業を行っていないということで、別の管理区分を設けて、総量の管理を行うと。最初にIQ管理と総量管理の2つに区分を分けますと御説明したとおりでございます。

(2)として、漁獲可能期間ですけれども、周年、1月から12月を対象とすると。本年度まで期間を区切った管理をしてきているわけですが、これはIQ管理を導入することによって急激な漁獲の積み上がりが抑止されるというふうに、今年状況からも期待ができると思います。一方で、期間を区切ると、切れ目のところで操業上は枠が一旦途切れますので、操業を続けるかどうかといったところが問題になりますし、管理の面からすると、その枠が途切れるところの管理がしっかり遵守されているのかということを見ると、その枠が途切れるところの管理がしっかり遵守されているのかということを見るという観点から、いろんな意味で複雑さが出てくるということで、これは一律、周年にすれば、それは回避できるということで、1から12月、周年の管理期間とするという方針でございます。

続きまして、漁獲割当割合の有効期間というものでございます。

まず、この漁獲割当割合という概念について簡単に御説明しますと、このIQ管理においては、最初の時点から漁獲量、TACの配分がそれぞれの漁船に配分されるわけではなくて、まずは割当割合というものを根本に設定いたします。つまり、全体の中で何%の枠をもらえるのかということを設定して、毎年、このTAC、それとその配分、決まった後に、その配分に対して、その割当割合のパーセンテージを掛けて、個々の漁船の割当量が決まるという仕組みでございます。

この割当割合、基になる割合ですけれども、こちらについてはここに書いてございます

が、原則としては5年間使い続けるということに省令の方で規定されております。一方で、採捕の実態等を踏まえて、必要があれば短縮した期間にもできるということになっております。

こちら、案としては2管理年度、要は2年にわたって、この、一回決めた割合を使うという案にしております。こちらの理由ですけれども、法的IQ、このIQの下での漁獲実績を用いて設定する割当割合に速やかに移行するためということで、5年を2年に短くしているということでございます。

こちら考え方としては、この次の(4)にございますけれども、割当割合を設定するときに、漁獲実績を用いた計算というのをやることになっております。現時点で使用できる漁獲実績というのは全て総量管理、要は、いわゆるオリンピックの中での漁獲実績ということで、漁期が後半の方等、オリンピックのやり方の中では不利になっている方々もいらっしゃるということで、こちらについてはIQの下での実績を用いた漁獲割当割合に移行するためには、今年設定する割当割合を5年間使い続けるのではなくて、短くした方がいいだろうということでございます。

こちらは、7月の前回の分科会時点では、水産庁の案としては3年ということを考えておりましたけれども、ヒアリングで意見表明を頂いた参考人の方から、当初、不安というか、何が起こるか分からないしと。あと、この割当割合の設定基準に対しても、業界の中でいろんな意見があるので、短期間で見直してもらいたいというような意見がございまして、当初の3年という案を2年に更に短縮した形での案としております。

続きまして、(4)漁獲割当割合設定の基準でございます。

こちら、漁獲割当割合、基本的には申請を頂いて、それベースで設定をするということになっております。ですので、まず①として、この申請された割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、そのとおり設定をします。これは個々の漁業者の方から何%もらいたいというような申請が出てくるわけですけれども、それを合計して100パーセント以下になっていれば、そちらについてはそのまま設定をするということでございます。

②として、この申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合については、この②の基準で設定をするという考え方でございまして、ここにア、イを合計した割合とございますが、簡単にいいますと、アとして、7割は先ほど申し上げた直近3年の漁獲実績を用いたシェアで按分して配分をするということでございますし、残りの30%については、申請があった漁船数で均等割にします。この合計をこの各船に割り当てるという考え方で

ございます。

②の文章、本文のところの途中で括弧書きで「申請された漁獲割当割合がこれより小さい場合は当該割合」とございます。こちらは、このア、イの合計、例えば5パーセントになりましたという結果であっても、申請されたのは、例えば2%、3%であれば、そっちの数字、小さい方の数字を採用するという考え方でございます。

続きまして、(5)でございます。

令和3管理年度における漁獲実績の取扱いということです。こちら、今回、設定する漁獲割当割合の有効期間2年としているわけですがけれども、この2年後に、最初の漁獲割当割合の見直しというのが必要になるということでございます。その際に、令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定するんですけれども、そのときに使用できる漁獲実績というのは、令和2年から令和4管理年度における漁獲実績ということになります。

一方で、今管理年度、令和3管理年度の漁獲実績でございますけれども、先ほど申し上げたように、自主的なIQの取組をやりましょうという状況の中で、実際取り組んでいらっしゃる方と、そうでない方がいるという状況で、現時点ではまだ途中段階ですがけれども、公平な形での積み上がりには、恐らくないというふうに思っております。そういう中で、そういう実績をどう扱うかというのについては、慎重な検討が必要かと思っております。

ということで、今管理年度終了後、その漁獲データを見ながら、この取扱いについては速やかに検討を行って、来管理年度中には結論を得たいということでございます。こちら重要なことだと思っております、基本方針の方にも明記をすることとしているところでございます。

最後、4、その他改正事項ということで、こちらIQ関係以外のというところでございます。

まず、みなみまぐろ、大西洋くろまぐろ、これ、既にIQ管理を実施しているものでございますけれども、漁獲割当割合に関する規定を明確化するという形での修正を行っております。

もう1つ、大きな点として、全ての特定水産資源に関し、農林水産大臣が漁業法第31条に基づく漁獲量等の公表を行った場合における漁獲報告の期日について、休日を除くという整理をするということでございます。

これはどういう意味かといいますと、この31条に基づく漁獲量等の公表を行った場合というのは、こちら大臣管理区分について配分量の消化が進んで、超過のおそれがあると認

めるときには、何トンまで獲られていますよといったことを公表するという事になっております。その後は、超過のおそれがあるということで、報告の頻度というか、タイミングを早める形の規定をしております。これは代表的な例でいいますと、通常は、陸揚げ日の月の翌月の10日までという期限設定でございますが、この括弧書きで示してありますとおり、この漁獲量等の公表が行われた日以降については、陸揚げした日から3日以内というような形で短縮されているというものでございます。

この必要性でございますけれども、これは陸揚げした日から3日以内、陸揚げして市場等で計量されて、その数字を、ということでございますが、場合によっては漁業団体等に報告を委託して、それを委任して、そういう陸上の組織なりの関与というのがございますので、休日を挟むとなかなか3日というのは厳しいというようなお話も聞いているところでございます。そういったことで、こちらは、いわゆる土日祝日については、その3日に繰り入れないという形で整理をしたというものでございます。

最後、35ページ、今後のスケジュールでございますけれども、こちら、本日、答申いただければ、10月中旬をめぐりにこの改正した方針を官報に掲載するという事で、それを受けて11月15日に割当割合の申請の締め切りとして、12月上旬、先ほどもありましたけれども、令和4管理年度の当初の配分の諮問、決定ということがございまして、それを受けて、12月15日には割当割合と年次割当量の設定をして、4年1月1日から操業・管理が開始されるという形を考えてございます。

この後、資料3-3につきましては、37ページ以降、こちらは、前回7月の分科会でヒアリングを行ったときに水産庁の方からお示しをした資料でございまして、いろんな考え方が詳しく載せてございます。こちら、後ほどお目通しいただければと思います。

最後、45ページでございますが、こちら直近の状況ということで、大型魚の漁獲の積み上がりの状況を昨年との対比でお示しをしているものでございます。こちら、上が今年4月から自主的なIQ管理に取り組んでいただいているもので、前年のような急激な積み上がりというのは見られていないという形でございます。

改正内容の説明については以上でございますけれども、今、御説明した改正案につきましては、8月13日から9月11日までパブリック・コメント手続を実施しました。この結果、13件の意見が出てきております。

主な内容としましては、IQ管理を導入するのであれば割当を増やしてほしい。あるいは、過去3年の漁獲実績に基づく配分には反対と。この理由としては、3年分フルの実績

がないというようなところ。あと、改正内容の事前説明、パブリックコメント手続の実施について周知が不十分といった意見が主なものだったということで、こちら、前回のヒアリングでも同様の意見、参考人の方からありましたけれども、水産庁としては、まず1点目の割当を増やしてもらいたいという点については、先ほど、くろまぐろ部会で、増枠があった場合の配分について、今後検討していくという中での1つの検討課題になるんだろうというふうに考えております。

あと、過去3年漁獲実績に基づく割当割合の設定というのには反対というところがございますが、こちら配分をする際に、過去、直近の3年の実績を用いるという形については、旧TAC法での配分でも用いられている考え方でございまして、直近の漁獲状況、1年では短すぎる、余り長く取っても直近の状況を反映しないということで、3年というのは妥当というか、ある程度定着している考え方ではないかと思えますし、この3年の間に実績がない年がある、あるいは少ない年があるといったことは、いろんな事情でそういう状況があるんだろうと思えます。

そういう個別の事情を全て一個一個勘案して数字を調整するとなると、そこは恣意性が入り込む余地等も生まれると思えますので、そういう形というのは適切ではないというふうに考えております。

あと、改正内容の事前説明、パブリック・コメント手続についてですけれども、こちらこの改正内容ですね、先ほども申し上げましたが、このIQについては、昨年の秋頃から議論が、自主的なものから公的なものへと進んできているわけございまして、その都度関係者には説明はしてきているということですし、パブリック・コメント手続についても、関係する法令の規定に従って実施しているということございまして。

一方で、いろんな周知については、前回の分科会でも申し上げましたけれども、我々として工夫できる部分については、引き続き工夫したいと思いますし、漁業関係団体の皆さんの御協力というか、積極的な対応も重要だというふうに考えておりますので、この場を借りてお願いをしたいと思います。

パブリック・コメントの手続終了後、その他についても一部必要な修正を施しております。本日の改正案、こういったものを踏まえたものとしてお示しさせていただいているところでございます。

なお、更に意見等を精査して、原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますけれども、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の下、修

正をしたいというふうに考えておりますので、御了承いただければというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。関心が高い事項ということもあって、丁寧な説明をしていただいたというふうに思っております。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

直接言っていただいても結構ですし、チャットの方で意見があると示していただいても結構です。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 念のため確認なのですが、4の割当設定の基準のところ、アとイがありますね。そして、その上のところに申請された漁獲割当割合がこれより小さい場合は当該割合とすると。つまり、申請されたものが少なければ、その少ない方でやるということになるんですが、そうすると、そういう方の分は余っちゃうことになるので、それをまた再配分するというプロセスはどこかでこれ組み込まれているのでしょうか。

○資源管理推進室長 こちらについては、そういうプロセスは組み込まれておりませんので、その割合は浮いた状態というか、国の方に残っているという状態になります。

○木村委員 なるほど。そうすると、国際的に決められた枠組みの中でやった場合に、少し取り分、いわゆる日本全体としての総量が少し減ってしまうのは仕方がないという形になるわけですね。

○資源管理推進室長 形としては、国の枠全体が減るということではなくて、このIQ管理を行う管理区分に量としては配分されていて、割当割合としては100を切っているということになりますので、そのIQ管理に割り当てた数量がその管理区分の中で浮いている状態ということになるかと思えます。

○木村委員 そうすると、100%ぴったりにするのではなくて、それよりもちょっと下がることは織り込み済みと、可能性としてはあるということですね。

○資源管理推進室長 はい。そういうことはあり得るということで考えております。

○木村委員 はい。分かりました。

○田中分科会長 木村委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ということだそうです。ほかにもございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 令和5年度までには公的にI Q制度を導入すると、こういうことですから、強制的な法的拘束力を持つということになるんでしょうけれども、その間、現在も全船が参加を、この自主的なI Qにですね、I Q制度の配分に参加をするということではないと思うんですが、今、全船参加するという理解でよろしいんでしょうか。それとも、この自主的なものには参加をしないということで、そうすると令和5年度のこの公的なI Q制度を設定した、スタートした段階で、この2年間でどのような調整をして強制的にやっていくんだろうという、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

○資源管理推進室長 本管理年度については自主的な形ということで、取り組んでいらっしゃる方、いらっしゃらない方がいるということでございます。そういう状況を受けて、今回は令和4管理年度から法律に基づいた法的な拘束力のあるものを実施すると、その、かつお・まぐろ漁業についてはですね。ということでございますので、こちらは、やる、やらないという話ではないということです。

令和5年度までに大臣許可漁業で原則I Q管理を導入していくということについては、こちらの他、これまで、大中まきのサバ等で導入をしてきておりますけれども、ほかの大臣許可漁業についても、I Qをどういう魚種、どういう形でやっていくのかというのは、議論は進めているところでございます。

ですので、令和5管理年度までには何かしらやっていただくということで、そういう意味では、令和4管理年度ぐらいから練習みたいなことをやっていくということも必要なんだろうというふうには考えているところでございます。かつお・まぐろ漁業のくろまぐろ（大型魚）については、令和4管理年度から、これは強制でというか、法的拘束力を持ったI Qということで実施をしていくという形での今回の諮問ということでございます。

○田中分科会長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 はい。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○齋藤委員 齋藤ですけれども、よろしいでしょうか。

○田中分科会長 はい。齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 当該漁業をやっておる者の代表ということで意見を言わせていただきます。

○田中分科会長 齋藤委員、こちらの声聞こえますでしょうか。

○齋藤委員 はい。分かりますよ。私の声は入っていないですか。

○田中分科会長 今聞こえております。どうぞ。

○齋藤委員 どこから、(4)番の漁獲割当割合の設定も、今までオリンピック管理の中で、全国いろんな海域で本漁業が行われているということで、オリンピック管理の中では、ある海域では操業を行う前にもうストップが掛かると、そういったこともあって、そのアとイの7割、3割の割合を設定するに当たっても、多くのいろんな意見があって、反対意見もあって、困難な中で合意された案ということでございます。

また、(5)の今も意見があったわけですがけれども、令和3年の管理年度の中でやっている取組をどう反映させるかということも大変困難を伴うと、そのように考えております。

いずれも、まずは国際枠の増枠ということがないと、その困難さがより困難なものになるということでもありますので、まずは国際枠の増枠を何としても得てもらいたいと。また、今回、今、説明のあった経緯を踏まえた、その枠の公平、公正な配分をお願いしたいということ意見を意見として述べたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。これは意見として承ったということにさせていただきたいと思います。改めて増枠の期待が大きいということが分かったかと思いますが。

それでは、チャットの方で発言依頼が来ているんですけども、最初に全漁連の三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全漁連の三浦ですけども、聞こえますでしょうか。

○田中分科会長 はい。聞こえております。

○三浦委員 自主的なI Qから、今回公的なI Q導入とするということで、その際には、今、齋藤委員からもありましたとおり、関係漁業者の理解と協力をしっかり得た上で、浜に下ろす際には丁寧な説明とか、そして周知というものをしっかりとお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田中分科会長 ありがとうございます。これも丁寧な説明をしてくださいという要望を頂いたということでよろしいかと思えます。三浦委員、よろしいですか、そういった対応で。じゃ要望を承ったということで。

続きまして、シーフードレガシーの山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。2つ質問をさせていただきたいと思えます。

1つは、少し前回の会議でも簡単に御質問させていただいたんですけども、こうした、

かなり前進した形での取組が始まるということで、モニタリングの体制ですね、モニタリングと、またその管理実施を行われる、そういった進捗であったりですか、遵守状況も含めての監査体制みたいなものは、今回、このIQ制度が始まることに合わせて、何か電子化みたいな新しい手法も含めて、新しくなるような点というのは、何か検討されているんでしょうかということが1つ目の質問になります。

2つ目は、皆さんからも出ている配分についてなんですけれども、これは先ほど御説明があった、くろまぐろ部会の方で同様に引き続き意見交換などを含めてされていくという理解でいるんですけれども、それで合っておりますでしょうか。

2つ質問させていただきます。

○田中分科会長　じゃこれは水産庁の方で。

○成澤かつお・まぐろ漁業室長　かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

1点目のモニタリングの件なんですけれども、前回111回の資源管理分科会でも同じような回答をさせていただいたんですけれども、正にその水揚げを全部管理するというのが理想になると思います。前回申し上げたように、大西洋クロマグロとミナミマグロに関しては全量計量しています。それは、冷凍マグロでは限られた港で水揚げされるので、マンパワーとして対応できるんですが、今回、この生鮮のクロマグロに関しては、基本的に漁業者が希望する港で水揚げされるということになります。ですので、なかなかそれを全部カバーするのは難しいと思うんですが、季節ごとに漁場が形成される場所が決まっていますので、最寄りの港に水揚げされるということを経れば、そういった集中的に水揚げされるところに、我々も集中的な水揚げ検査をするということになると思います。

それから、電子化に関してですけれども、それは水産庁全体の流れの中でそこは検討していくものとして、我々としても関係課と協力しながら、そういうところも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○資源管理推進室長　続きまして、資源管理推進室長です。

配分につきましては、委員御指摘のとおり、今、増枠の可能性もあるという中で、そこも踏まえた上でどういう形で配分するのがいいのかというところを部会の方で議論をしていくということでございます。

WCPFCとIATTCの合同作業部会では、漁獲枠の、要は未利用分の繰越ですね、これの上限、17%という措置も3年間延長というようなところも入っております。こち

らも正式決定するまでは予断できませんけれども、そういった繰越の分も含めてどういう形での配分がいいのか、これについては、関係する漁業関係者の方々の意見も聞きながら、部会の方で考え方をまとめていくということで考えております。

以上でございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。山内委員、よろしいでしょうか。

○山内特別委員 はい。ありがとうございます。

1点目の質問については、ちょっと意図がございまして、皆様の御希望されている増枠の部分については、国際的な議論の中ではやはり2点反対する立場の方の中には、その2点、やはりポイントがあって、1つはいまだに回復傾向にあるとはいっても、また、特に増枠が科学的に何か資源の回復を妨げるものではないというような根拠があったとしても、いまだにやっぱり初期資源に対して4.5%という数字が出てきているという、このほかの漁業でいえば、まだまだ禁漁レベルにあるということも1点あるんですが、2つ目には、やはりまだWCPFC全体で、これはクロマグロが遅れているわけではなくて、熱帯マグロ類での議論が遅れているせいであるということも理解しているんですが、やはりキャッチ・ドキュメンテーションを含めたモニタリングの体制がまだないというところで反対を表明される国であったりですとか、ステークホルダーが多いということも聞き及んでいます。

そういう意味では、こういった日本の中での取組も含めてモニタリングの体制というのはかなり前のめりで進めていかないと、増枠の部分の科学的根拠だけでは賛同を得られにくいのかなと思いますので、そういった部分も詰めて進めていただけると有り難いというふうには思います。ありがとうございます。

○田中分科会長 山内委員、ありがとうございます。交渉のネタを1つ手に入れたというか。なかなか相手があることなので、こちらの期待は大きいんですけども、大変かなというふうに思います。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、諮問第365号につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。特に御異議ないようですので、そのように決

定したいと思います。

次に、諮問第366号 特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更についてです。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料、右肩、資料4-1と書いてあるものを御覧いただければと思います。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3水管第1581号

令和3年9月17日

水産政策審議会

会長 田 中 栄 次 殿

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 赤羽 一嘉

特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第366号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくっていただくと、3ページ目に告示の案がございまして、5ページ、6ページに新旧対照表を載せております。

説明については、7ページの資料4-2に基づいて行わせていただければと思います。こちら内容的にはまあじとまいわし太平洋系群について、管理年度の残り短くなってきたということと、留保の残量、国の留保の残量に余裕がある程度あるということで、諮問をした上での追加配分をしたいというものでございます。

こちら背景に書かれてございますけれども、まあじ、まいわし太平洋系群、こちら年によって異なる漁場形成の変動、あるいは想定外の来遊の可能性を勘案して、国の留保を定めていると。そこから追加配分をしているというような形でございます。

現時点の国の留保の残量、まあじについては3万7,700トン、まいわし太平洋系群については20万7,800トンということで、あと残りの期間、これは1月～12月での管理になりますので、あと3か月強ということで、残りの期間を踏まえて、年間漁獲予測量、年度末までに最大限いったときにどれぐらい獲れる可能性があるのかという予測をしまして、それで足りない分、現状の配分で不足が発生し得ると考えられるところについて配分をしたいということでございます。

あと、まいわし対馬暖流系群についても、1月～12月での管理になっておりますけれども、これは留保の残量4,400トンと非常に少ない状況になっているということがございます。また、これ前回の分科会でお認めいただいたんですけれども、配分を受ける者の間で合意に基づく留保からの配分を可能としているということもございますので、今回、同様の形で漁獲予測量を出して、その不足を追加するという配分は行わないということにしております。

数量変更の内容でございますけれども、一番下に不足の計算方法ということで、年間の漁獲予測量、要は、12月末までの予測量ということで、1月から7月末までは実績を用いて、8月から12月までは過去5年の月別の漁獲実績のうち最大の数字を合算しまして予測量を出すと。それで現状の配分から足りない分についてそれぞれ追加をするという考え方でございます。まあじにつきましては、長崎県、鹿児島県、大中型まき網にそれぞれ3,000トン、2,000トン、1,000トンという形での追加。まいわし太平洋系群については、岩手県、宮崎県に4,000トン、8,000トンをそれぞれ追加するという形での追加配分の諮問ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

本件につきましては、例年やっている内容ではないかというふうに思いますが、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、谷委員。

○谷委員 日本遠洋旋巻網漁業組合の理事をしております谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

マアジの大中型まき網のTACは、本漁期からMSYを目標とする資源管理が導入されたこともありまして、前年の56%と大きく削減され、私どもは厳しい管理に取り組んでおります。このような中で、留保枠から追加配分について国で迅速に対応をしていただいたことに感謝を申し上げます。

マアジに限らず、浮魚類は年により漁場形成が大きく変化し、更に近年では海洋環境の変化、また特に私どもが操業する沖合海域では、外国漁業の影響でますます変化が大きくなっていると実感しております。

漁場形成の変化等に対応するため、国の留保が設定されていますが、必要なときに円滑な留保の配分がなされず、留保が漁期末に大量に残っているのに、地域によっては漁獲の抑制を強いられているようなことがあれば、留保の本来の趣旨とは異なると思います。

留保を円滑に配分するため、昨年漁期から75%ルールによる配分が開始されたところであり、更に来漁期に向け75%ルールの改善を検討いただいていると伺っており、漁業者としては大いに期待をしております。

なお、本年漁期の大中型まき網漁業によるマアジについては、東シナ海から九州西沖では例年並みから例年を上回る水準での漁獲が継続をしております。厳しい管理に努めておりますが、TAC4割強削減の影響が大きく、今回の配分後も枠が逼迫し、現在の75%ルールでは対応できない事態も予想されます。今後においても、留保の迅速な配分に御配慮いただきたく、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。要望いただいたということで、先に進めさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。ウェブ出席の方々もよろしいでしょうか。

特段異議がないようであれば、原案どおり諮問第366号につきましては承認していただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第365号及び諮問第366号について確認のため答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 32 号

令和3年9月17日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 赤羽 一嘉 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和3年9月17日に開催された水産政策審議会第112回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第365号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正

（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について

諮問第366号 特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

以上。

それでは、この答申書を藤田部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、諮問事項はこれで終わりました、次に報告事項に移りたいと思います。

最初は、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私の方から資料5-1に基づきまして、クロマグロの漁獲状況と、あと融通の御報告をさせていただきます。

資料5-1、1枚めくっていただくと2ページに管理期間の図がございまして、更にめくっていただくと、3ページ、4ページに小型魚、大型魚の7月末時点の漁獲の状況をお示ししてございます。小型魚はこの時点で全体消化状況としては3割程度。大型魚については55%ということで半分強というような状況になってございます。

続きまして、融通の御報告です。5ページを御覧いただければと思います。

本来、漁獲可能量の配分数量については、先ほどのように、あらかじめ水政審の方に諮問して、答申を頂いた上で変更するということが法律で定められているわけですが、けれども、農林水産大臣が裁量を発揮しないような形で、あらかじめ類型化したもの、あらかじめ定めたルールに基づいて配分をするというようなものについては、事前に水政審の了解を得た上で、事後報告で対応させていただいているというものがあります。

このクロマグロ、融通という形で当事者間の合意が整って譲渡する、もらう、あるいは交換するといったものが、合意が整ったものについては、この事後報告での対応とさせていただいているものが1つということになります。

特にクロマグロについては、厳しい枠の中で管理をしているということで、できるだけ有効に活用しようということで、水産庁、主体的にこの要望調査というものを、年数回行って、マッチングをして融通を行っているという形でございます。

今年度第2回の融通要望調査を6月に実施しまして、その結果の御報告と。事後報告対応させていただいている報告ということになります。

この要望調査の結果、この5ページの表にございますように、大型魚、小型魚の交換に関する要望と、あと小型魚、大型魚、それぞれ枠を増加を希望、もらいたいというようなものがございました。この譲り受けたいという希望については、譲ってもいいよというようなところがございませんでしたので不成立でございましたが、この大型魚、小型魚の交換というものについては合致する部分がございまして、成立をしているということでございます。

6ページの方を御覧いただければと思いますけれども、大中型まき網の方から6.2トンの小型魚の枠を出しまして、一方で新潟県、福井県、熊本県で大型魚の枠を6.2トン出しまして、これを交換するという形で7月30日に交換が成立をしております。

次の7ページ、8ページについては、今回の融通に伴う変更を総括表というか、全ての大臣管理区分、都道府県についてお示しした表ということになります。

私からは以上でございます。

続きまして、資料5-2に。

○漁業交渉官 続きまして、資料5-2に基づきまして、太平洋クロマグロ資源評価のための新たな加入量調査についての御報告でございます。資源管理部国際課の福田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

太平洋クロマグロの資源評価は、北太平洋マグロ類国際科学委員会、ISCと我々呼ん

でおりますけれども、このISCで実施されておりますけれども、このISCにおける資源評価においても直近までの加入状況を正確に把握するということが重要になっております。

このため、1ページ目に概要を示しておりますけれども、0歳魚を対象に操業する全国各地の曳縄漁業者の協力を得ながらCPUデータを収集しまして、加入水準を把握する取組をしてきております。

具体的には、夏の時期に高知県、三重県等の太平洋沿岸で操業します曳縄標本船のそのCPUに基づく第1報、秋季に島根県隠岐諸島で操業する曳縄標本船のCPUに基づく第2報、冬季に長崎県対馬・五島で操業する曳縄標本船のCPUに基づく第3報、そして、同じく長崎県の対馬・五島の周年の水揚げデータから算出されるCPUに基づく第4報と、季節、時期によりまして、0歳魚の加入状況を把握する取組を行ってきております。

2ページ目、お開きください。

これまでISCの資源評価におきましては、この第4報、長崎県対馬・五島の周年の水揚げデータによるCPU指標というのが、資源評価の方においても使われてきました。実際に、その後で実施する資源評価結果ともよくフィットしているということで、長年ISCにおいても加入状況をよく代表する指標として、この第4報の指標が使用されてきておりました。

しかしながら、昨年ISCが実施した資源評価におきましては、2017年及び2018年の加入量は「歴史的な低加入水準を下回る」水準ということが示されるとともに、2019年のこの水揚げCPUデータについても「過去最低」の水準という結果となっておりました。

3ページ目、お開きください。

この第4報のCPUの落ち込みが異常であったということもありまして、現地調査を含めて水研機構、水産資源研究所の研究者とともに、現地の管理状況、操業状況について、背景を調査したところ、2017年漁期より長崎県対馬・五島におきまして、地区別、時期別の僅少な個別漁獲枠での管理、あるいは1.5キログラム未満小型魚の水揚げ自粛措置など、そういった地区別の管理強化によって、現地の曳縄船の操業パターンが大きく変化しているということ。また、そういった管理の中なものですから、従来 of 鮮魚向けの操業から、養殖向けの操業が中心となり、増加したということもございまして、単純に水揚げデータだけを収集したのでは、データに歪みが出てきているということが把握されたわけでござ

います。

こうしたことから、これまでどおり第4報の水揚げデータを用いて加入水準を推定していくということは適当でないというふうに判断されましたので、2011年から継続的に実施しております第3報、これは長崎県対馬・五島の曳縄標本船によるデータ収集、これを拡充しまして、これを加入量指標として今後使用していきたいというふうに考えております。

具体的には、水産資源研究所がデータ収集を行っている対馬・五島の曳縄標本船は14隻ありますけれども、こちらの漁業者の方と調査委託契約を締結しまして、毎年11月から2月までの間、各船10日間、0才魚を対象とした操業をしていただきまして、長崎県の地元の地区別、時期別の管理に影響されないCPUデータを収集する調査計画を作成しております。

この調査に必要な漁獲枠については、水産庁留保枠の中から手当をしたいというふうに考えております。

なお、2017年以降のこれまでISCの資源評価で利用してきておりました第4報の対馬・五島の水揚げデータに基づくCPUに歪みが生じているということについては、本年のISCのクロマグロ作業部会にも報告をいたしまして、結果としまして、ISCとして「近年の加入データについてはマイナスのバイアスが掛かっている可能性があり、今後の資源評価から除くべき」といった結論が得られているところでございます。

今後、ISCに対しまして、今回新たに拡充します対馬・五島での曳縄標本船を用いた加入量調査計画の詳細を説明しまして、この第3報の加入量指標をISCの資源評価の中でも組み込んでいくよう、働き掛けを実施していきたいと考えております。

以上、太平洋クロマグロの資源評価のための新たな加入量調査についての説明でございます。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。説明は以上でよろしいですか。資料5-3は特に。

○資源管理推進室長 資料5-3につきましては、毎回付けている、クロマグロの資源管理に関して、基礎的な情報を収集したもの、集めたものでございます。これは御質問等を受けたときに、必要に応じて使っているものでございますので、説明の方は行わないというものでございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら発言をよろしくお願いいたします。

○三浦委員 すみません、全漁連の三浦ですけれども、よろしいでしょうか。

○田中分科会長 はい。三浦委員、よろしく申し上げます。

○三浦委員 繰り返しになりますが、田中分科会長、それから齋藤委員の方からも発言がありましたとおり、水産庁さんへのエールとして、7月に行われたWCPFC北委員会とIATTCの合同作業部会でコンセンサスが得られた大型魚の15%の増枠等について、10月の5日からのWCPFC北小委員会、それに続いていく年次会合においても、再度合意が得られて、前回の15%の増枠、是非とも確保していただきたい。これは沿岸としての思いなので、是非お願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 要望を承ったということで、進めさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

加入量調査の今の御説明をお伺いして、コメントになるんですけれども、一時、太平洋クロマグロのしっかりしたこの管理体制が始まってしばらくは、その加入量が少し上がってきたということで、やはり効いているねというような喜びがあって、でも継続していったところで、何か加入量が、今回、バイアスが掛かっているという、いろいろな背景があって、信頼できる加入量データが取れなくなったという御説明を頂いたと思うんですけれども、少し穿った、悪い見方をしてしまうと、加入量がいいときはその方法で取って、加入量が悪くなると違う方法、それをもう使わないというふうに言っているのではないかみたいなの、そういった捉えられ方もしてしまうぐらいの大きな変更には、科学的知見を収集するという上では変更になるのかなというふうには捉えました。

そういう意味では、なぜ今回のこういう措置が必要なのかという部分について、御丁寧な御説明も頂いたんですけれども、対外的にもそういった質問みたいなものが出るとき、又は国際交渉、国際条約の会議の場などでも科学者の方から極めて丁寧に説明していただくのがいいかなというふうに感じました。

と同時に、日本のやはり近海での情報、この加入量の情報というのが資源評価の本当に肝になっているということを考えると、非常に日本のこの調査体制というのが負っている責任というのは大きいんだなということを改めて感じましたので、これは漁獲のルールも含めてですけれども、やはりこうした調査というのが適切に執行されるような、そういつ

た体制というのをいま一度、確固たるものとして形成して行ってほしいなというふうに思っています。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。コメントと期待と頂いたということで、確かに私も山内委員と同じようなちょっと心配がありまして、最近減っているの、これで将来増えるのかという、ひっくり返す材料に使われる可能性があるわけですね。だからそこは何か防波堤を作っておく必要があるんじゃないかというふうに私も思いました。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 資料5-2ですけれども、3ページ目です。調査に必要な漁獲枠というのは、国の留保枠から拠出をすると、こういうことで記載がなっているんですが、今後、長い年月を掛けて調査というのは当然必要でしょうし、また拡大をしていく可能性もあるわけですから、そうしますと、このWCPFCの中でいわゆる商業枠と、それから調査枠というものを別途に考えていただくというようなことが今後出てくるのかとか、拡大の調査ということになりますと、当然、今の状況の中では商業枠は食っていくわけですから、今後、そういうことのないようなことで、ちょっと検討していただければ有り難いなというように思います。

私の方からは以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。じゃ交渉官。

○漁業交渉官 ありがとうございます。

本年、新しい調査を開始する初年度ということで、14隻ですね、対馬・五島の曳縄船を対象に実施していくということでございます。この調査状況も踏まえながら、御指摘の点も踏まえながら、WCPFCに対しても必要な説明、また要望についてもやっていきたいと考えております。

それから、本年は合同作業部会でまとまった、先ほどからいろいろと御要望、御意見を頂戴しておりますけれども、合同作業でまとまった内容が北委員会、そして12月のWCPFCの本会合で採択されるように、最大限頑張ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 川越です。よろしく申し上げます。入っておりますか。

○田中分科会長 入っております。

○川越特別委員 先ほど山内さんの御質問と同様にはなるかと思いますが、この加入量の調査という中で、南西の長崎県だとか、そういうところばかりの加入量を調査しているのは、どうしてなんですか。こういう北部、日本海とか、もう少し日本海の北の方の調査データというのは必要ではないのでしょうか。これは質問1つです。

その根拠については、こういう資源の加入量は物すごく減っているというようなデータと、少し現場との乖離があるように思われます。本年度はこの山陰沖のもう沿岸でもクロマグロがいっぱいレジャーの釣り人さんでも釣れる、掛かる。それで、私たち現場で見ている、沖でいっぱいクロマグロが跳ねているというような、近年まれではないような海の状況。そして、温帯海域で本年度イカ釣り漁をやっていると。そういう中で、イカも水研センターなんかの期待を裏切るほど、今のところイカも量がある。しかし、そのイカの量があるまでに、この6月には物すごいクロマグロの群れが来て、イカを追っかけているというような、近年まれにないようなクロマグロの実態を皆さん把握しております。

そして、近日中にもでしたが、函館の津軽海峡で操業しているイカ釣り漁師さんとも連絡がありまして、物すごいクロマグロが船底にいて、イカが全然揚がってこないというようなことで、もうとにかく少し異常じゃないですかというような情報ももらっております。

そういうような中で、今の調査データということについて、長崎県だとか、そういう南西方向の調査のデータしか標本にならないものでしょうか。そういう少し日本海でも北の方の、これから先、そういう調査データが必要ではないのでしょうかという、ちょっと2点、1つお願いします。

○田中分科会長 では、交渉官、どうぞ。

○漁業交渉官 御質問頂戴しました。ありがとうございます。

長崎県対馬・五島の曳縄漁業につきましては、資料1枚目に記載がございますけれども、南西諸島生まれ、それと日本海生まれ、その両方の加入分を対象に操業を行うという、全国でもここだけが両方の産卵域で生まれたクロマグロの当歳魚を対象に操業を行うというふうな特徴が一つございます。

それと、また全国的に見ましても、曳縄の漁獲量が対馬・五島における曳縄の漁獲量が全国の曳縄の漁獲量の約半分を占めるということから、これまでも長崎県のその対馬・五島の水揚げデータというのがISCの中で使われてきたと。こんなことから、ただ水揚げ

データが管理によって歪みが生じているということを踏まえまして、基本的にはこれまでISCで使ってきた対馬・五島の曳縄データをベースにするんだけど、標本船のデータを優先する形で使っていこうというのが、今回の取組でございます。

それと、先ほど来、指標が落ちているので、こういった調査でデータを補っていくというのが恣意的に取られるんじゃないのかということでございますけれども、ISCにおきましても、日本の研究者が管理の詳細について紹介をし、この第3報と第4報の間に、これまでにはいい相関関係というか、同じようなトレンドで推移してきたんですけども、2017年以降、この両者の間に大きな乖離が出てきていると。それは、恣意的にやっているのではなくて、客観的に標本船と実施してきたデータと、水揚げデータの間に乖離があるということなものですから、そういったことも含めて説明をできております。

今後ともそういった指摘が出ることは想定されるわけでございますけれども、丁寧に説明をしてみたいというふうに考えております。

それとクロマグロ、全国的に沿岸の方で非常に大きな魚群が見られているということは聞いておりますし、そういったことを研究者も随時現地の情報を集めながら、資源評価の方に活用していけるように情報収集、あるいは現場での状況把握というのを引き続き努めてまいりたいと考えております。

○田中分科会長 ありがとうございます。川越委員、よろしいでしょうか。

○川越特別委員 はい。ありがとうございます。このような意見が沿岸の方にもある、また現場でもあるということを示し反映して、なかなか国際的な問題で難しいところもあると思いますが、日本版としてその意見を反映したようなものの調査データをこれから取り込んでいただきたいと思っております。

○田中分科会長 ありがとうございます。交渉官の説明を聞いてちょっと安心したんですが、推定値とこっちのデータが合っていないということなので、その原因を調べたところ、いろいろあったということなんですけど、例えば養殖用種苗ということになると、そんなにたくさん獲らなくていいということになりますよね、当然ですけども。そうすると、その対馬・五島もそっちの方にシフトしていってしまう可能性がもしあるとすれば、やっぱりそこもモニタリングしていく必要がありますよね、今後ね。そういうことも含めて調査を進めていただければと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

じゃ特になければ、次の報告事項に移ります。

次は、国の留保からの配分について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6を御覧いただければと思います。

国の留保からの配分についてということで、先ほど漁獲可能量の配分の変更について、本来的には、あらかじめ審議会の方に諮問して変えるということですが、事後報告で対応させていただいているものがあるという御説明をしました。その事後報告ということでのものがございます。

この機会に、どういうものがこういう事後報告対応できることになっているのかということをお聞きしたいと思っておりますけれども、1の「現行制度の概要」とあります。

まず、(1)として、マアジ、マイワシ、あとサバ類、これらの魚種については、漁場の形成ですとか来遊状況に応じて留保からの配分をするというような形で、先ほど、谷委員から言及もございましたけれども、75%ルールというものを適用しております。こちら配分量の75%に達した段階で、その翌月の末までどれぐらい必要かというものをあらかじめ定めた計算式で予測をして、足りない分を追加するというようなルールでございまして、これによる場合は事後報告となっております。

この75%ルール、現状の計算方法ですと追加配分はゼロになるというようなケースも散見されておまして、こちらについては現在見直しを行っているところでございます。次の漁期までに、基本方針の方に、新しい見直し後のものを盛り込むべく、次回辺りの分科会の方に諮問する予定としております。

続きまして、まいわし対馬暖流系群とずわいがに日本海系群A海域ということで、この2つの資源については、国の留保からの配分について、関係者間でこの配分の合意があるという場合に、その合意に従って配分するというについては、これも事後報告で対応させていただいております。こちら、関係者間で、というものは、大臣許可漁業と、あと数量明示で配分を受けている都道府県ということで、要は留保からの配分を受ける可能性のある者全員で合意した場合という形でのものがございます。

(3)につきましては、先ほどクロマグロで御説明したような融通という形で当事者間で枠をやり取りするという形、これは合意が整ったものについては事後報告ということがございます。

(4)、こちら、すけとうだら日本海北部系群でございますが、この資源については、

漁獲可能量の未利用分を翌管理年度に、この漁獲可能量の5%を上限にして繰り越すというルールを採用しております。未利用分が確定するのは管理年度が終わった後になりますので、翌年の漁獲可能量と配分を期中で変更するというに。これについても、あらかじめ計算方法は決まっておりますので、これも事後報告での対応とさせていただいているというものでございます。

一応、現時点で、この4つのカテゴリーについて事後報告となっておりますが、今回御報告するのは下の2にありますとおり、1の(1)、つまりいわゆる75%ルールで配分をするものと、1の(2)、合意に基づいて、関係者間の合意に基づく留保からの配分ということでございます。まず、75%ルールに基づくものですが、こちら、まいわし太平洋系群につきまして、9月14日付で国の留保から宮崎県に2,000トン配分しております。続きまして、1の(2)に該当ということで、こちら、まいわし対馬暖流系群、これを事後報告対応ということにさせていただいたのは、前回の分科会でお諮りをしてお認めいただいているものでございますけれども、こちら、まいわし対馬暖流系群については8月6日付で石川県、島根県、大中型まき網にそれぞれ1,000トン、3,700トン、2,000トン留保から配分しております。

続きまして、2ページ目の上でございますが、更に8月10日付で石川県の方に2,000トン留保から配分したということでございます。

御報告の方は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか、ウェブの方も。

75%ルールも、だんだんうまくいかないケースが出てきたということで、これも早めに直さないとまたややこしいことになるので、検討していただきたいというふうに思います。

よろしいですか、皆さん。

分かりました。それでは、特になければ、その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか、皆様から。よろしいですか。

それでは、ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いしたいと思います。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、10月の開催を予定しております

が、それまでに何か緊急の必要のために開催することとなれば、御連絡いたします。

なお、内部的な事情で大変恐縮ではございますが、今年の水産政策審議会の企画部会が水産基本計画の見直しを行う年に当たっていること、また資源管理分科会の下に設けた資源管理手法検討部会の開催が複数回見込まれていることなどから、審議会開催に必要な予算に大幅な不足を見込んでおります。

つきましては、資源管理分科会の議題に応じまして、分科会長と相談しながら、招集する委員及び特別委員の方を議題に関係の深い方に限定させていただく可能性もございますので、あらかじめ御承知おきいただければと考えております。

事務局からは以上です。

○田中分科会長 それでは、以上をもちまして、議事についてはこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして大変お疲れさまでした。ありがとうございました。